

(仮称)「大田区移動等円滑化促進方針」(素案) パブリックコメント ご意見一覧

1 期間 令和元年12月27日(金)から令和2年1月22日(水)まで

2 件数等 1件、3項目

3 ご意見要旨及び区の見解

分野		ご意見	区の見解
1	マナーの問題に関すること	<p>歩道を歩いている時に、何度も走行中の自転車に接触されてけがをしている。また、歩道の点字ブロック上に置かれている自転車にぶつかることがある。</p> <p>自動車が狭い道を抜け道として通るのは危ないのでやめてほしい。</p>	<p>本方針では、区全体の移動等円滑化の方針の中に、移動等円滑化の環境づくりを支えるため、区民の心のバリアフリーの推進や交通事業者等によるソフト面の取り組みの促進を記載しております。</p> <p>また、移動等円滑化の取り組みの基本方針の中に、違法駐車車両の指導・取締りの強化、自転車利用に関するルール周知とマナーの向上、交通事業者等の研修・教育の充実など、ソフト面の取り組みを位置づけております。</p> <p>今後は、これらの方針に基づき、関係機関や関係事業者等と連携して、移動等円滑化の環境を支える取り組みを進めてまいります。</p>
2	事業者の対応に関すること	<p>大型のトラック等が路側帯に一時駐車し、荷物の搬出入のためカーブを乱暴に動かしており、点字ブロックが壊されてしまった。</p> <p>バリアフリー法によって鉄道の駅員のサービスは向上したが、バスやタクシーは研修が不十分だ。バス運転手はいつも対応が悪い。タクシー運転手は遠回りして高い料金を取ろうとする。</p>	
3	ソフト施策に関すること	<p>現状では、ユーザーが安全に安心して移動できない。このような実態を踏まえ、交通マナーとモラルの向上や「移動弱者へのやさしさ」の啓発活動を、区が率先して取り組んでほしい。</p>	